

愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 浅井由崇

愛知県後期高齢者医療広域連合規則第5号

愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則（令和3年愛知県後期高齢者医療広域連合規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する規則

第1条中「愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第7条第1項中「第11条」を「第11条第1項」に改め、同条第2項中「第13条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第3項中「条例第20条第2項」を「給与条例第20条第2項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第7条の2 会計年度任用職員の勤勉手当の成績率については、広

域連合長が定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、条例第11条の2第1項において準用する給与条例第23条に規定する勤勉手当を支給される会計年度任用職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

第8条中「第12条第1項第1号」を「第12条第1号」に改める。

第9条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。